

沖縄海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
本部カルスト地域における保護規制計画に関するご意見			
1	地元地権者や法人地権者への説明会不足(また皆無との意見あり)により、若干地主との行き違いがあったことを認めざるを得ない。検討委員会の一方的な計画を地域に説明するにとどまり、地権者の意見を反映させるような計画とならなかった。	12	地元町村及び県において、各字ごとや地域全体に対し、合計10回以上の説明会を行ってきました。地元に対して十分に説明を行ってきていると認識していますが、ご意見を踏まえ、11月1日にも説明会を開催いたしました。今後も地元町村、地域住民等と共に適切な保全と活用方法を検討してまいります。
2	地域での説明会等は徹底したが、地主への細かい配慮がなされていない。国定公園指定後、地域の活性化につながり、地主の積極的な協力が得られるような配慮を望む。	3	公園の適切な管理、利用計画の実施等について、今後とも地元町村、地域住民等と共に、適切な保全と活用がなされるよう検討してまいります。
3	地種区分により、特定行為が規制されることで、所有権、鉱業権等個人の権利が侵害されることのないよう十分配慮すべき。これらの補償もしくは民有地買い上げを望む。	2	特別地域の指定等により、権利の行使に重大な侵害がある場合における民有地買い上げについて、今後どのような対応が可能か検討してまいります。
4	国定公園に指定される土地は私有地のため、指定は慎重にすべき。変更決定を延期し、所有者に丁寧な説明を望む。今後のカルスト保存と地域の活性化に向けての具体的な利用計画策定の時間的余裕を与えてほしい。	2	保護及び利用の計画について、地域住民の意見を配慮し十分な説明を行ってきていると認識していますが、今後ともカルスト地形の保全と利用の増進について、地域住民、地権者、地元市町村等と共に検討してまいります。
5	現在のカルストは雑木の固まりで景観としての価値はない。本来持つカルストの自然な容姿を残すべきであり、特別保護地区及び第1種特別地域では、戦後に繁茂した雑木の保護にしかならず、本来のカルストの保護にならない。カルスト全体をアピールする意味からも頂上付近の雑木を取り払えるような地種にしてはどうか。またこの地域はテッポウユリ等の産地であり、実際に伐採したところから自生のユリ等が繁殖しており、その育成のためにも伐採は不可欠である。観光農園的な雰囲気を出したい。	14	本地域の円錐丘はヤブニッケイやガジュマル等常緑樹林にシマタゴやハゼノキなどの落葉樹が入り組んで多く分布しており、沖縄県では珍しい四季の季節感に富む景観が成立しています。このことから、かつては薪炭林として活用されていた二次林であっても景観構成要素として重要であると考えます。しかしながら風景の保護についてはいろいろな意見がございますので、その場所ごとに適切な風景の保全及び見せ方について地域住民の意見も取り入れて今後より適切な保全と活用がなされるよう検討してまいります。
7	地種決定の前に環境省自らが現地を見聞し、沖縄県における基地に変わる観光資源としての位置づけにカルストを見直す必要がある。	2	環境省としても昨年度現地を確認し、本地域は国定公園としての資質を有すると認識しております。今後、本地域の自然景観の保全と利用の増進について地元自治体と協力して推進してまいりたいと考えます。

8	景観の保護には、自然公園制度だけではなく、地域の意識と、地方行政による保護条例でも可能である。	1	自然の風景地の保護とその利用の促進という自然公園制度は、本地域のカルスト地形を保全することで地域の活性化に結びつけていきたいという、地域、地元自治体の考えに最適であると考えます。
9	公園区域外と第3種特別地域になる違いはどのようなものか。普通地域を望む。	2	第3種特別地域においては建築物の新築等に一定の制限がかかることとなりますが、農業利用等に大きな制限はございません。この地域の里山的景観の保全と自然公園としての資質の向上のため、指定についてご理解願います。
10	地種区分が厳しい。	10	地種区分については、その地域の地形、植物、自然景観及び現況の利用等を踏まえたものとなっています。地種区分が厳しい場所については自然公園として保護する価値のある地域であり、その風景の保全と公園利用についてご理解願います。